

共 9 施工管理（品質管理）

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

受注者は、レディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等としてレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書（いずれもJIS A 5308）の整備保管を、現場説明事項・条件明示事項の記載の他、長野県土木工事共通仕様書共通編第4章無筋・鉄筋コンクリート第3節レディーミクストコンクリートの各項により、適切に取り扱うこと。

(6) 施工性能にもとづくコンクリートの配合設計

「コンクリート標準示方書〔施工編〕」（平成24年12月）には、施工性能を考慮したスランプの設定方法と配合設計の照査方法を具体的に示されている。

コンクリート工事においては、ポンプ打設等、現場条件により施工性能に影響を受けやすい施工方法の場合、適切なスランプの設定をあらかじめ行う必要がある。

このような工事の設計、積算にあたっては、同示方書に基づき、荷卸し箇所でのスランプ値の設定を行い、施工性能照査を満たす単位セメント量などの条件を満たす配合とすること。

なお、長野県土木事業設計基準第1編土木工事共通編第5章共通工事第1節コンクリート工 1 レディーミクストコンクリートコンクリート（生コン）の表-1に定められた『「生コン」使用における設計上の構造物分類表』については、標準的な配合を示したものである。

試験を行った場合は、備考に数値を記入する。

- ・生コン車の運搬量については、過積載防止、規定の車輌総重量を上回ることは認められない。
- ・供試体を採取した場合は、その旨納入書に記載すること。

(5) コンクリート工事工程における品質検査と責任区分

ア 品質検査と責任区分

- (ア) コンクリート試験・検査は次の時点にそれぞれ行なわれるものである。

- ・製造時の品質検査
- ・荷卸し、受け渡し時の品質検査
- ・打ち込むコンクリートの品質検査
- ・打ち込まれたコンクリートの品質検査

これらのうち、特にコンクリート生産者と購入者（施工者）の間で品質の保証、あるいは確認についてトラブルが生じるのは、荷卸し時点での検査である。責任分界点においては、双方の責任において、両者立合いの上検査を行い、責任の所在を明確にしておく。（別表参照）

(イ) 問題になりやすい強度試験結果の判定

コンクリート強度は、荷卸し時に採取した試験体を所定の材齢まで標準養生して得られた試験値で判定する。

これと異なる条件で得られた試験値をコンクリートの強度と誤って判定するケースがみられるので注意する。

a 卸時点以外（たとえばポンプ筒先など）で採取した試験体の強度を、コンクリートの強度として判定

b コンクリートの強度は本来、標準養生したもののが強度で表されるが、現場水中養生あるいは現場気中養生したもののが強度として判定

ただし、林務部での発注案件は、打設現場（型枠内）で採取し、養生方法は現場養生としている。

- (ウ) 打ち込むコンクリートの品質検査は長野県土木工事施工管理基準による。

(エ) 圧縮強度試験のための供試体の扱い

a 標準養生は、原則として長野県建設技術センターで行う。

b 供試体には、受注者がサインをした供試体確認版を入れる。

供試体確認版：所定事項を記入し試験体型枠側面に貼り付ける確認版。

c 圧縮強度試験は、原則として長野県建設技術センターで行う。

イ レディーミクストコンクリート使用上の留意事項

建設部発注工事に関わる「コンクリート工場承認」については、「土木部発注工事に係わる「コンクリート工場承認」の取扱いについて（通知）（平成13年11月12日付け土木部長通知）による。